令和５年度　第２回　大阪府立学校いじめ防止対策等審議会議事録

令和６年２月22日（木）

10：00～12：00

於：府庁別館６階教育委員会議室

出席者　新井肇（関西外国語大学教授）、伊山喜二（大阪社会福祉協議会）、

栗本美百合（大阪府臨床心理士会）、中村智恵美（大阪府立高等学校ＰＴＡ協議会）、峯本耕治（大阪弁護士会）、山下仰（大阪精神診療所協会）

事務局　大阪府立学校いじめ防止対策等審議会規則第８条第２項、「委員の過半数が出席」を満たしておりますので、審議会の成立を確認します。

委員　　それでは早速ですが報告へ移ります。まずいじめの認知件数の推移について事務局より説明をお願いします。

事務局　令和元年度から令和４年度の府立学校におけるいじめの状況について説明いたします。いじめの認知件数は、令和２、３年度は新型コロナウイルスの影響により減少しましたが、令和４年度においては、コロナ禍前の令和元年より増加しております。府教育委員会としても、いじめの認知件数増加については、「法におけるいじめの定義」が学校に浸透し、積極的認知が進んできていると前向きに捉えております。しかし、いじめを認知した学校数をみると、217校中118校（54.4％）であり、認知していない学校においては、見逃している・潜在化しているいじめがあるのではないかと懸念しております。また、府立高校においては、まだまだ認知件数が少ないという状況もございます。次に、発見のきっかけについては、学校の教職員等が発見した件数が増えております。これは、教職員の法におけるいじめの定義の理解もそうですが、府立学校において生徒からの相談体制の構築が進んだことや、今年度より年３回実施しています「いじめ等アンケート」の取組みが発見につながっていると考えております。最後に、現在の状況については、いじめの認知件数548件に対して439件が解消となっており、その解消率は80.1%となっております。昨年度の本審議会において、委員から解消率が高すぎるというご指摘がございました。今年度、生徒指導主事や管理職への研修等において、各校においては安易に解消とせず、被害生徒に寄り添い、一定期間少なくも３ヶ月、支援と定期的な面談、見守りを続け、被害生徒が安心して学校生活を送れるようになったことが確認できてから解消とするよう発信しております。認知件数と解消率についてはまだまだ課題があると我々は捉えておりますので、引き続き注視してまいりたいと思います。

委員　　ただ今、事務局よりいじめの認知件数の推移についての説明がございましたが、何

かご質問やご意見等ございませんでしょうか。

委員　　認知件数の千人率について教えてほしい。

事務局　認知件数の千人率は、公立高校の全国平均は6.1人、府立高校は3.6人です。全

国公立高校と比べても認知件数は低いという状況です。

委員　　もともと府立高校は低いが、これは深刻な問題と捉えるべきではないか。ちょっと

認知が甘い。まだまだ見逃しがある、正確に認知していない府立高校があるかもし

れない。

委員 いじめのアンケートは今年度から３回になったのか。

事務局　全ての学校が必ず３回以上実施するよう指示しています。アンケートの結果を、校

内のいじめ対策組織で確認し、被害の訴えや生徒のしんどいという声が出ていたら

丁寧に対応していると認識しています。

委員　　いじめの態様ついて、ＳＮＳのいじめは大きな問題だと思うが、「パソコンや携帯

電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」という項目が44件と少ない。実際は少なくとも全体の３割くらいはＳＮＳのトラブルではないかと思う。このＳＮＳでのトラブルはやはり多いという感覚がある。

委員　　ＳＮＳはほとんど学校外で発見されると思う。学校内で発見されたいじめに関し

ては継続性がある。継続性があるときは、ＳＮＳ上のいじめが存在する可能性が高い

ので、裏で実態としてはあるが、情報として上がってこない。ＳＮＳでは家にいても

確認でき、心身への被害が大きくなる。そこをどう見落とさないかということは今後

の対応において非常に大事なところ。

委員 　いじめ認知件数において、増えているということはいい意味もあるし、悪い意味もある。全国でいじめ認知が増えているのは本当にいじめが増えている可能性もあると思う。だからそこは楽観的に考えてはいけない。また、いじめ行為は解消する必要があるが、いじめの心身の苦痛は記憶に残ってしまっているため、なかなか解消できない。

委員 　続いて、いじめ防止対策推進法第28条に係る重大事態案件へ移ります。いじめ防止対策推進法第28条に係る重大事態案件について、この間、生起している事象について事務局より説明をお願いします。

（非公開）

委員　　続いて、審議へ移ります。審議については、第１回審議会からの継続審議となります「いじめ初期対応マニュアル」についてです。第１回審議会後からのマニュアル作成の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは、「いじめ初期対応マニュアル」の冊子をご覧ください。第１回審議会でいただいた意見と、その後協議した結果を反映させたマニュアル（案）になります。第１回に引き続きこの第２回においても、本マニュアルについて協議いただきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、様々な観点から多くのご意見をいただけると幸いです。

それでは、マニュアルについて第１回から新規追加した部分や大きな変更があった部分を中心にご説明させていただきます。まず、マニュアル全体の構成について、前回はＡ３版両面で文字が小さく見えにくさがありましたが、冊子にすることで、文字の大きさ・見やすさを改善し、書き込みできるスペースを設けるようにしました。

いじめの初期対応のポイントについて、「５つのポイント」を強調することで、教職員に対して「いじめの初期対応」といえば「①被害生徒のケア　②組織対応　③事実確認　④指導・支援体制の構築　⑤保護者との連携」と定着し、行動をとることができるように追記しました。また５つのポイントをそれぞれ１枚から２枚程度にまとめております。次に前回の審議会の際、委員から「マニュアルの具体例がきれいに流れすぎている。ケースを多く記載し、枝分かれのフローチャートにしてはどうか」というご意見を受け、今回、「いじめのフローチャート」を追加しました。フローチャート上段の[いじめの発見]から[被害生徒へ寄り添い、聴き取り]まで詳細を聴けたか・聴けなかったかで対応を分けております。また中段の[加害生徒・関係生徒への聴き取り]でも整合性がとれたか・とれなかったかで対応を分けることにより、学校現場で参考としてもらえるようにしております。また、めやすの時間軸を示すことでどのタイミングで情報共有や学校いじめ対策組織の開催するのかをイメージしやすくしました。委員の皆様には内容がわからない、間違っている、抜けている、この観点は入れた方が良いなど多くのご意見をいただければ幸いです。

次に事例として「いじめ初期対応に課題があった事例」を３つ記載しております。事例の下にはいじめ初期対応の５つのポイントのうち、どのポイントができていなかったのかを記載し、３つの事例で５つのポイントを網羅できるような事例を追加いたしました。こちらに関しても委員の皆様にご確認いただき、内容や観点を含めご意見をいただけたらと考えております。最後に参考資料として、いじめ等相談窓口の一覧や法律関係のリンク等を記載しています。以上がマニュアルについての説明となります。協議のほど、よろしくお願いします。

委員　　初期対応の遅れが重大事態につながるというのをよく聞くので、このようなマニュアルや講習等を受けて先生方が対応しているということがわかったのですが、それでも対応ができていない場合がある。管理職の先生のあり方・伝え方などで先生方の意識は変わってくると思うので、管理職問わず全ての教職員が同じ基準でいじめを早期に発見することができるようにするのがこのマニュアルだと考える。各学校でチェックシートなどで各自が対応を確認できるようなものを入れることはできないか。

委員　　冊子にするのはいいが、別で卓上においていつでも見ることができる簡易版があってもいいのではないか。そこに詳しくはマニュアルを参照と記載する形にすると目にもつきやすいし周知もできるのではないか。

委員　　コーディネーター教員やいじめ対応を中心に担う教員へ報告・連絡を入れることが当たり前のようにできればいい。学校内でチーム対応が早く開始できるようになると初期対応も相当変わってくると考える。そのために例えば小さいことでもいいのでそれを確認した教員が声かけをしてもらえるとか、そんな小さなところからだと思う。その上で、どうしても全てを見ることができない、そこをフォローできるような何か３行程度で報告できる用紙を作るなどして出すことが当たり前な形にもっていけたらいいのではないかと考える。

委員　　高校は各学年職員室や各教科準備室などがあって横のつながりが小中学校に比べて希薄になりやすい。そのため、同僚性がすごく必要な職場である。他の学年の先生とか他の教科の先生と同僚性を結び「ちょっとおかしい」「ちょっと雰囲気違う」と言えるような関係性を新任のときから研修でしっかり実施する。それが「ちょっと心配で」という一言が近くの教員と共有できないとそれぞれ抱え込んでしまうと考える。次の日の職員室で朝礼するときに共有するなど決めておくとよい。

委員　　初期対応マニュアルなので対応から始まるが、発見というところはものすごく大事だと考える。最初の事例の一つめで「普段と違う様子だったので、担任が声をかけました」とあるが、そこはものすごく大事。その後の対応が悪くなってしまっているが、気がつくということをもう少し強調したほうがいい。いじめの発見の基本的な流れの中で、本人からの訴え、第三者からの報告、アンケート、欠席等の増加というのは、ある意味客観的な予兆のようなものなので、予兆が出てきたら何かあったと思って対応する必要がある。不登校の兆しかもしれないし、いじめかもしれない。この生徒の変化に気づくというのがこのマニュアルにあってもいいのではと思う。アンテナを高くというのは、アンテナを高くして情報が来るのを待っているという考え方だが、こちらからも信号を出すことが大事。いじめでなかったらそれは空振りでもいいというメッセージが冒頭にあって、そこから対応するということではないかと思う。

委員　　関係生徒というと被害者か加害者に近い存在を「関係生徒」と言うことが多い。目撃情報を知りたいので、関係生徒ではなく目撃していることが大事である。一部の事実の確定に近いところまで目撃しており、中立性が高い生徒をさすなら「目撃生徒」だと思う。

委員　　アセスメントの視点を入れた方がいいかなと思うところがある。流れを見ていると、事実を確定できたら指導の方針、あるいは支援の方針となっているがその前に情報を集めて、事実がある程度確定できない場合もあるが、背景に何があるのか、どういう関係性の中で起きたいじめなのか。もちろんそれはその場ですぐ分かるかどうか分からないが、クラスの雰囲気に問題があったのか、あるいはここに至るまで担任の関わりに問題があったのかなど、何か聴き取りから学校が把握した事実をもとに被害生徒への支援、加害生徒への指導方針を決定する。その前に背景の理解、一定のアセスメントをして、それで方針を作るというのがなければ、事実を見てすぐにダメ、やめろという指導に入ったりする。だから方針を立てる前のアセスメントを入れておいた方がいいと思う。

委員　　聴き取りをした後の記録は可視化するためにとあるが、議事録を作成し対応等について考えるために記録を残す。これは実際に動くために可視化するということで、

記録のための記録を残すということではない。動くために可視化し、その結果として記録が残る。その記録を、保管しておくということも大事だと思う。

委員　　もし何か追加であれば数日以内に事務局へ伝えるということで、今回の意見に基づいて事務局の方に一任としたい。審議としてはこれで終了させていただきたいと思います。